

## 業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和4年10月～12月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	令和4年度避難情報発令アプリケーション改修業務	ESRIジャパン株式会社	R4. 11. 9	1, 241, 900	「避難情報発令アプリケーション」は、ESRIジャパンが開発した浜松市独自のアプリケーションであり、本市防災情報システムや防災マップとの連携機能を有する。そのため、本アプリケーションの改修業務は構築者であるESRIジャパンでしかできないことから1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 (電話：053-457-2537)
2	令和4年度浜松市地域防災無線設備ファクトリーコンピュータ更新業務	NEC静岡ビジネス株式会社 浜松支店	R4. 12. 19	10, 780, 000	本装置はNECが浜松市に向け独自開発したシステムであり、NECの関連会社であるNEC静岡ビジネス株式会社浜松支店が保守・点検・改修を担っており、NEC静岡ビジネス株式会社浜松支店でないコンピュータの更新作業を実施することができない。他者が修繕した場合、今後の運用に際し、保証がなくなるなど著しく支障をきたすことから同者を1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 (電話：053-457-2537)
3	令和4年度被災者生活再建支援システムり災証明書発行訓練業務	株式会社フジヤマ	R4. 11. 18	1, 760, 000	本市の独自仕様の「Bizひかりクラウド被災者生活再建支援システム」を用いて訓練を行うが、訓練を実施する際には、り災証明受付や処理、発行までのシステム環境を訓練会場に再現して行う必要があり、本システムを構築した業者しか再現できないことから、株式会社フジヤマを1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 (電話：053-457-2537)
4	ロジカルシンキング研修業務委託	株式会社アイ・イーシー	R4. 10. 3	1, 349, 986	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではないため。また、平成30年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定した。令和元年度から令和3年度まで研修を実施し、受講者から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
5	タブレット型情報端末等を利用した多言語通訳支援業務 (追加分)	株式会社テリロジー サービスウェア	R4. 10. 5	1, 354, 320	今回の指名業者は、今年度の「タブレット型情報端末を利用した多言語通訳支援業務」の受託者である。年度途中でタブレット型情報端末による通訳の利用方法や3者間通話の連絡先を変更した場合は運用が煩雑となり、多言語通訳支援を円滑に行うためには、既に導入した端末等を使用することが必要であることから、同一業者を一者特命により選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
6	書かない窓口システム構築に伴う共通基盤連携作成業務	株式会社日立製作所 中部支社	R4. 11. 30	6, 435, 000	共通基盤システムは日立製作所のパッケージ製品であり、著作権を有する日立製作所がサービス提供を行っている。共通基盤システムの連携プログラムを作成する場合には、著作権を有する日立製作所以外が実施することができない	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)
7	書かないワンストップ窓口システム構築に伴う住民情報等システムデータ連携対応	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 12. 21	2, 959, 000	住民情報等システムは日本電気のパッケージ製品であり、著作権を有する日本電気がサービス提供を行っている。住民情報等システムの連携プログラムを作成する場合には、著作権を有する日本電気以外が実施することができない	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)
8	個別業務システム再構築に伴う共通基盤連携テスト業務	株式会社日立製作所中部支社	R4. 11. 1	1, 686, 300	共通基盤システムは日立製作所のパッケージ製品であり、著作権を有する日立製作所がサービス提供を行っている。共通基盤システムにおけるテストを行う場合には、著作権を有する日立製作所以外が実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2724)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
9	令和4年度浜松市生活保護システム公金受取口座登録制度対応改修業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R4. 12. 23	4, 400, 000	本システムは指名業者が著作権を有しており、システムを構成するプログラムの改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
10	浜松市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 10. 10	5, 247, 000	本業務は、内閣府から「可能な限り迅速かつ的確に給付金を届ける」旨の通知があり、緊急に事業を実施する必要がある。 対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データ及び市民税課税データを活用する必要があり、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムである。そのため、対象者データ抽出作業を迅速、かつ、確実に行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者だけであることから、日本電気株式会社を指名業者とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2321)
11	令和4年度浜松市人権啓発絵本企画編集・印刷製本業務委託	中部印刷株式会社	R4. 11. 10	1, 874, 730	絵本企画編集業務は、ストーリーや作画など独創性、芸術性が求められることから、指名型プロポーザル方式によって参加者の独創性等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (人権啓発センター) (電話：053-457-2031)
12	浜松市移動支援事業	株式会社ゆいまーる	R4. 10. 22	70, 654, 000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登録され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
13	浜松市日中一時支援事業	一般社団法人孝・愛	R4. 11. 8	64, 361, 000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
14	浜松市日中一時支援事業	社会福祉法人天竜厚生会	R4. 12. 20	64, 361, 000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
15	浜松市日中一時支援事業	株式会社明日葉	R4. 12. 23	64, 361, 000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
16	障害福祉サービスデータベース構築等に係る障害者福祉システム改修対応業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R4. 11. 1	17, 589, 000	既に運用しているシステムの改修業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあり、また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通Japan株式会社でなければ契約の目的が達成できないため、富士通Japan株式会社への特命とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
17	浜松市保健総合管理システム機能改修業務(新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種対応)	日本コンピューター株式会社	R4. 10. 12	2, 431, 000	開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできない。 また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
18	浜松市保健総合管理システム機器更新業務	日本コンピューター株式会社	R4. 11. 30	7, 623, 000	開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること、保守・改修後における運用の安全性・信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。また、ソフトの著作権の点から開発業者以外では対応が難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119 )
19	浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人浜松市医師会	R4. 10. 1	477, 376, 315	予防接種には特殊技術が必要であるため。 各地域の予防接種実施可能な医療機関を統括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
20	令和5年度はままつ子育てガイド発行業務	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ	R4. 12. 21	1, 585, 100	ガイドは浜松市子育て情報サイトのアクセス状況等を分析し、子育て世帯等が求めている情報を抜粋・活用して作成している。作成にあたっては、年度当初の行政情報改定に合わせてスピーディーな編集作業が求められる。このため、本業務に際しては、必要な情報を有している「浜松市子育て情報サイト」受託者である指名業者以外、効果的に事業を実施するところはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
21	子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（後期）	一般社団法人みらいTALK	R4. 10. 1	2, 500, 000	NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があった事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
22	子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（後期）	特定非営利活動法人サステナブルネット	R4. 10. 1	2, 500, 000	NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があった事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
23	子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（後期）	特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター	R4. 10. 1	2, 500, 000	NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があった事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
24	令和5年度浜松市連絡ごみ処理手数料徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社セブン-イレブン・ジャパン</li> <li>・株式会社ファミリーマート</li> <li>・株式会社ローソン</li> <li>・ミニストップ株式会社</li> <li>・山崎製パン株式会社</li> <li>・浜松たばこ販売協同組合</li> </ul>	R4. 12. 2	17, 225, 512	本業務は、より多くの納付済証取扱所の確保を目的としており、競争入札は性質上すぐわないため、随意契約とした。（市民の利便性を考慮し、コンビニエンスストアを中心とした市内に複数の店舗を有する業者を選定）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 （電話：053-453-0011）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
25	タービン発電設備点検整備業務	株式会社 タクマ 中部支店	R4. 11. 1	59, 400, 000	当事業所のタービン発電設備を設計施工した業者であり、独自のノウハウを基に施工されており、性能保証ができる唯一の業者である。また、当該業務委託を実施するにあたり、当事業所の他プラント及び計装設備とも密接に関連しており、これら設備の操作・監視が必要不可欠となる。 以上の理由から、業務を適正に遂行できる業者は、株式会社 タクマ 中部支店のみであるため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部南清掃事業所 (電話：053-425-3680)
26	まちなか空き店舗装飾業務	株式会社フクダサインボード	R4. 12. 13	3, 899, 500	本事業は、大河ドラマ「どうする家康」放送期間中に、中心市街地を訪れる方に向けて案内を掲出することを目的としているため、大河ドラマ館オープン日を目途に掲出する必要があり、11月補正予算議決後ただちに事業開始をする必要がある。 指名競争入札では、期日までの事業実施が不可能なことから、1者特命とする。 指名業者は、現在当課にて委託契約中である「中心市街地街灯フラッグ製作・掲出業務」を受託中であり、事業実施エリアが重複する本事業においても速やかな事業開始が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2285)
27	大河ドラマ「どうする家康」相互協力ポスター作成業務	一般財団法人NHKサービスセンター	R4. 10. 4	2, 692, 800	NHKのメインビジュアルの著作権は、NHKの番組宣伝を行っている一般社団法人NHKサービスセンターが所有しているため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
28	浜松駅前「エリアマネジメント広告」作成・設置及び維持管理業務	浜松まちなかマネジメント株式会社	R4. 12. 5	3, 175, 700	本業務は大河ドラマ館への公共交通機関利用促進のため、浜松駅前からバスターミナル地下への動線上において大河ドラマ館情報を広告展開するものであり、この動線上において広告掲出可能な箇所は浜松まちなかマネジメント株式会社が一元的に管理する「エリアマネジメント広告」のみである。 他に掲出箇所の選択肢がなく競争入札に適さないことから本事業者を指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
29	浜松SA及び浜名湖SA装飾業務	中日本エクス株式会社	R4.12.5	6,801,850	本業務は高速道路に付帯するサービスエリアの装飾物の制作設置及び維持管理を行うものである。広告物の掲出と日常点検を一元的に行うことができる事業者は、サービスエリアを所管し、施設管理を行う中日本エクス株式会社のみであることから一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話:053-457-2295)
30	令和4年度 浜松市観光インフォメーションセンター案内機能拡充業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R4.12.5	3,740,000	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松市及びその近郊における観光とコンベンションの誘致・振興を図り、地域経済の発展・向上を目的として長く誘致活動に取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた公益財団法人である。同財団法人は令和4年から令和6年まで浜松市観光インフォメーションセンターの業務を受託しており、現行の業務との連携が不可欠であるため、委託事業者として選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話:053-457-2295)
31	令和4年度浜松市WEBフードテーマパーク業務	株式会社静岡博報堂浜松営業所	R4.10.3	17,809,999	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話:053-457-2334)
32	令和4年度カモシカ個体数調整実施業務【春野地域】	西部猟友会 春野分会	R4.12.1	1,120,000	この業務の遂行には、狩猟免許の所持者が複数人必要であり、当条件に適合する団体は猟友会のみである。さらに、誤射等の事故を防ぎ、安全かつ確実に業務を遂行するため、対象地の山岳地形等に精通した地元猟友会を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話:053-457-2159)



番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
33	浜松市中央卸売市場再整備基本計画策定支援業務及びPFI手法等導入可能性調査業務	株式会社地域計画建築研究所名古屋事務所	R4. 12. 5	47, 300, 000	本業務は専門知識やノウハウ、実績等を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適業者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7403)
34	令和4年度 N E X T 50事業館山寺総合公園 園内樹木管理（更新）業務	公益財団法人浜松市花みどり振興財団 理事長 塚本 こなみ	R4. 12. 19	17, 600, 000	本業務は、魅力的な園づくりを行い、利用者満足度の向上を目的としている。今回更新する樹種は、フラワーパーク園内で植生しているものと同種で特殊な品種であり、流通することが少ないため、一般的な入手は困難である。これらの特殊な品種の入手が可能なのは、長年の実績から入手ルートを持つ公益財団法人浜松市花みどり振興財団以外にないため、これを受託者とするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部緑政課 (電話：053-457-2565)
35	令和4年度消防指令管制システム消耗部品交換業務	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 12. 26	2, 314, 400	浜松市消防指令管制システムは、日本電気株式会社浜松支店が構築した（保守運用中の）システムであり、本業務は安全性及び可用性の観点から構築業者である日本電気株式会社でしか行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 (電話：475-7551)
36	R4. 10 導入 小中学校等パソコン等機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R4. 10. 1	2, 065, 800	幼稚園・小中学校等の各施設内には、導入年度の異なる複数のパソコン・システム等が混在し、それらが遠鉄システムサービス株式会社による調整作業の結果、同一のネットワーク上に共存・稼働しており、機器・システムの安定的な稼働のために一体的な管理が求められる。 保守対象外システムを含めた機器の一体的な管理は遠鉄システムサービス株式会社しかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
37	令和4年度 大原・常光浄水場計装機器（水位計・流量計）点検業務	東京計器株式会社 名古屋営業所	R4. 10. 27	1, 485, 000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者が指定する者以外ではできないため東京計器株式会社名古屋営業所と随意契約（一者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）
38	令和4年度 第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会浜松市南部チーム派遣業務	近畿日本ツーリスト株式会社 浜松支店	R4. 11. 25	1, 113, 679	本業務は、浜松市南部チームとして選手の体調管理を最優先し、輸送バス内での選手の体調管理や宿泊先での食事の調整など、輸送バスと宿泊先との緊密な連絡調整が必要な業務であり、契約者は、輸送業務と宿泊先の手配、選手に必要な物品の調達等の業務を一体化し、かつ短期間で実行できる業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）
39	令和4年度 浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R4. 10. 1	43, 472, 040	予防接種業務を実施するためには、特殊技術が必要であり、旧引佐郡地域（細江町、引佐町、三ヶ日町）の予防接種実施可能な医療機関を統括し、安定的に接種環境を提供できる機関でなければならない。 これらの要件を満たしている団体は引佐郡医師会以外にはなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 （電話：053-523-3121）
40	令和4年度 高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R4. 10. 1	82, 303, 000	予防接種は医療行為であり、医師免許を持った医師のみが受託可能な業務であり、予防接種実施可能な区内の医療機関を統括している団体は、浜松市浜北医師会のみであるため、当該団体との随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区健康づくり課 （電話：585-1171）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
41	令和4年度 第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会浜松市北部チーム派遣業務	近畿日本ツーリスト株式会社 浜松支店	R4. 11. 24	1,081,119	<p>宿泊先としてチームが指定するホテルの予約受付は、近畿日本ツーリスト株式会社が行っており、静岡県市町対抗駅伝の開催期間においては、同社を介してのみ手配が可能である。また、指定するホテルには、大会に参加する各市町のチームがそれぞれ宿泊しているため、他の業者ではチーム人数分の部屋を同一ホテルで手配することが不可能である。</p> <p>本委託では宿泊手配のほか、指定する物品の調達等が必要となることから、これまでの受託実績を考慮し、業務一式を一体的かつ確実に行うことができる当該業者を1者特命とする。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)